

令和 6 年度財政的援助団体等監査の結果報告書

令 和 8 年 2 月
沖 縄 県 監 査 委 員

目 次

第1 監査の概要

1	監査の対象年度及び実施期間	1
2	監査の実施団体及び実施状況	1
3	監査の着眼点	1
4	監査の実施方法	1

第2 監査の結果及び所見

1	監査の結果	4
2	監査所見	4

第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

1	一般財団法人沖縄県私学教育振興会	6
2	沖縄文化スポーツイノベーション株式会社	6
3	一般財団法人沖縄県セルプセンター	7
4	沖縄県男女共同参画センター管理運営団体	7
5	社会医療法人仁愛会	8
6	公益財団法人沖縄県産業振興公社	8
7	一般財団法人沖縄ＩＴイノベーション戦略センター	9
8	那覇商工会議所	10
9	沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム	10
10	株式会社沖縄ダイケン	11
11	公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団	12
12	公立大学法人沖縄県立芸術大学	12
13	沖縄コンベンションセンター共同事業体	13
14	ザ・テラスホテルズ株式会社	13
15	奥武山パークマネジメント	13
16	沖縄県土地開発公社	14
17	沖縄都市モノレール株式会社	14
18	株式会社シーエンジニアリング沖縄	15
19	株式会社トラステック	16
20	名護中央公園管理共同企業体	16
21	特定非営利活動法人ばんず	17

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により県の財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について、沖縄県監査委員監査基準（令和2年沖縄県監査委員告示第1号）に準拠して、監査を実施した。

監査の概要は、次のとおりである。

1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 令和6年度
- (2) 監査実施期間 令和7年9月2日から同年11月6日まで

2 監査の実施団体及び実施状況

監査を実施した団体は、別表のとおりである。

監査の実施団体は、財政的援助団体等監査実施要領に基づき、これまでの監査実施状況等も踏まえ選定した。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って行われているかを着眼点として監査を実施した。

4 監査の実施方法

監査の実施団体から提出された監査調書をもとに、関係書類の確認や当該団体及び県の所管課から説明を聴取するなどの方法により実施した。

(別表)

監査の実施団体及び実施状況は、次のとおりである。

監査実施団体		監査実施期日	財政的援助等の内容
総務部所管			
1	一般財団法人沖縄県私学教育振興会	令和7年9月10日	出資・補助金
環境部・農林水産部・土木建築部・教育庁所管			
2	沖縄文化スポーツイノベーション株式会社 (沖縄県平和創造の森公園) (沖縄県民の森) (浦添大公園) (中城公園) (沖縄県立名護青少年の家)	令和7年9月10日 から9月12日まで 令和7年11月6日	指定管理
生活福祉部所管			
3	一般財団法人沖縄県セルフセンター	令和7年9月9日 令和7年11月4日	出資
こども未来部所管			
4	沖縄県男女共同参画センター管理運営団体 (沖縄県男女共同参画センター)	令和7年9月24日	指定管理
保健医療介護部所管			
5	社会医療法人仁愛会	令和7年9月22日	補助金
商工労働部所管			
6	公益財団法人沖縄県産業振興公社	令和7年9月22日 令和7年11月4日	出資・補助金・ 損失補償・貸付金
7	一般財団法人沖縄ＩＴイノベーション戦略センター	令和7年9月16日	出資・補助金
8	那覇商工会議所	令和7年10月16日	補助金
9	沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム (沖縄情報通信センター)	令和7年9月26日	指定管理
商工労働部・土木建築部所管			
10	株式会社沖縄ダイケン (沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区) (沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区内賃貸工場 及びうるま地区内企業立地サポートセンター) (沖縄ＩＴ津梁パーク施設) (沖縄県樋川立体駐車場)	令和7年9月19日 及び10月16日	指定管理

監査実施団体		監査実施期日	財政的援助等の内容
文化観光スポーツ部所管			
11	公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団	令和7年9月17日	出資
12	公立大学法人沖縄県立芸術大学	令和7年9月18日 及び9月19日	出資・補助金
13	沖縄コンベンションセンター共同事業体 (沖縄コンベンションセンター)	令和7年9月17日 令和7年11月6日	指定管理
14	ザ・テラスホテルズ株式会社 (万国津梁館)	令和7年9月2日 令和7年11月5日	指定管理
文化観光スポーツ部・土木建築部所管			
15	奥武山パークマネジメント (沖縄県立奥武山総合運動場) (奥武山公園)	令和7年9月29日 令和7年10月30日	指定管理
土木建築部所管			
16	沖縄県土地開発公社	令和7年10月14日	出資
17	沖縄都市モノレール株式会社	令和7年9月25日	出資・補助金・ 貸付金
18	株式会社シーエンジニアリング沖縄 (宜野湾港マリーナ) (与那原マリーナ)	令和7年9月3日 令和7年11月5日	指定管理
19	株式会社トラステック (沖縄県総合運動公園)	令和7年9月3日 令和7年11月5日	指定管理
20	名護中央公園管理共同企業体 (名護中央公園)	令和7年9月10日	指定管理
教育庁所管			
21	特定非営利活動法人ばんざ (沖縄県立宮古青少年の家)	令和7年9月11日	指定管理
合計		21団体	

注：監査実施団体欄の()書きは、指定管理者へ管理を行わせている公の施設名である。

注：監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査実施団体へ出向き実地監査を行った日である。

第2 監査の結果及び所見

1 監査の結果

前記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査を実施した財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、その目的に沿って行われていると認められた。しかしながら、一部について、是正又は改善を要するものが認められたので、次のとおり指摘事項として掲記する。

(1) 会計事務等に関するもの

一般財団法人沖縄県セルフセンターでは、嘱託職員及び非常勤職員について給与が不足払いとなっているものがあった。
(生活福祉部所管)

(2) 公の施設の管理に関するもの

株式会社トラステック（沖縄県総合運動公園）では、基本協定書第24条第1項に基づき県から無償貸与されている重要備品について、所在が確認できなかった。
(土木建築部所管)

2 監査所見

令和6年度の財政的援助団体等の監査において、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められた。しかし、一部の団体においては、会計事務や公の施設の管理に是正又は改善を要するものが認められた。

県においては、それぞれの財政的援助等の目的に沿って事業が適正かつ効率的に行えるよう、次の点に留意し所管する団体への指導監督に努めていただきたい。

(1) 会計事務の適正化について

財政的援助団体等の会計事務において、給料月額の確認不足により、給与の支給に誤りがあるものがあった。

関係規程等に基づいた事務処理の適正確保やチェック体制の強化など、再発防止等を徹底する必要がある。

(2) 公の施設の管理の適正化について

公の施設において、県から無償貸与されている重要備品の管理が不適切なものがかった。

公の施設は多くの県民に利用されその福祉を増進するものであることから、公の施設を管理する指定管理者においては、各種法令や基本協定等に定められた事項を遵守し、適正な事務処理、チェック体制の強化など、適切な施設の管理運営に努める必要がある。

(3) 財政的援助団体等に対する県の指導監督について

県が出資等を行っている公社等外郭団体は、公益上の必要性や県行政の補完的役割を担う目的で設立されていることから、その設立目的が十分果たせるよう健全な運営を確保する必要がある。

県は、出資法人等について、その自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って業務

が適正かつ効率的に運営され、県民への行政サービスが向上するよう、引き続き適切な指導監督に努めていただきたい。

また、補助金交付団体等に対しては、補助金等の目的に沿って事業が適正に遂行されるよう、引き続き指導監督に努めていただきたい。

公の施設の管理については、県が行うべき事務を適正に処理するとともに、指定管理団体との連携を密にし、設置目的に沿って利用者へのサービスが、安定的、継続的に提供され更なる向上が図られるよう、施設の管理運営について指導監督を行い、併せて、指定管理団体の経営状況の把握に努めていただきたい。

第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

1 一般財団法人沖縄県私学教育振興会（出資・補助金）

(1) 事業の概要

当法人は、沖縄県内の私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園、認定こども園、専修学校及び各種学校の振興並びに教職員及び私学振興団体職員の福利厚生の充実を図るために必要な事業を行い、私学教育の充実と振興に寄与することを目的として昭和47年4月に設立されたもので、その前身は、昭和43年9月創設の特殊法人「私立学校振興会」である。平成25年4月に一般財団法人へ移行した。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 融資あっせん事業
- ② 助成事業
- ③ 退職資金給付事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

ア 基本金の出資

基本金 600,000,000 円のうち、518,000,000 円、86.3%を出資している。

イ 補助金の交付

令和6年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校教職員退職金掛金補助金	383,595,690	119,372,772	私立学校教職員に係る退職金の積立

2 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、当法人を指定管理者として、次の施設の管理を行わせている。

ア 沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第17条の規定により、令和2年度から浦添大公園の管理を行わせている。

イ 沖縄県都市公園条例第17条の規定により、令和3年度から中城公園の管理を行わせている。

ウ 沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例（平成10年沖縄県条例第14号）第3条の規定により、令和5年度から沖縄県平和創造の森公園の管理を行わせている。

エ 沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第17号）第3条の規定により、令和5年度から沖縄県県民の森の管理を行わせている。

オ 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第4条の規定により、令和5年度から沖縄県立名護青少年の家の管理を行わせている。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 浦添大公園及び中城公園の利用許可、利用料金の収受、施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- ② 沖縄県平和創造の森公園の利用許可、利用料金の収受、施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- ③ 沖縄県県民の森の利用許可、利用料金の収受、施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

る業務

- ④ 沖縄県立名護青少年の家の利用許可、利用料金の収受、施設及び附属設備の維持及び修繕、青少年に対する研修事業に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり指定管理料を交付している。

- ア 浦添大公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づき交付した指定管理料（業務実施費）は、33,200,000円、浦添大公園の管理に関する基本協定書第18条第2項に基づき交付した指定管理料（大規模修繕）は、3,348,400円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、285,900円となっている。

- イ 中城公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づき交付した指定管理料は、25,000,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、1,733,210円となっている。

- ウ 沖縄県平和創造の森公園の管理に関する年度協定書第3条第1項に基づき交付した指定管理料は、32,149,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、374,400円となっている。

- エ 沖縄県県民の森の管理に関する年度協定書第3条第1項に基づき交付した指定管理料は、27,404,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、3,426,860円となっている。

- オ 沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条第1項に基づき交付した指定管理料は、42,024,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、3,180,840円となっている。

3 一般財団法人沖縄県セルフセンター（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、沖縄県における障害者就労支援事業所、地域活動支援センター及び小規模作業所等の事業振興を図り、利用者の自立を促進するとともに、地域における障害者の就労のために必要な事業を展開し、もって障害者の完全参加と平等の実現に寄与することを目的として、平成6年10月に設立された。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 広報・啓発事業
- ② 販売あっせん事業
- ③ 工賃アップ推進事業
- ④ 法人事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本財産へ充当した正味財産71,000,000円のうち、51,000,000円、71.8%を出資している。

4 沖縄県男女共同参画センター管理運営団体（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

当団体は、沖縄県男女共同参画センターの管理運営業務を営むことを目的として平成24年7月に設立された。

県は、沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第41号）第3条の規定により、当団体を指定管理者として平成24年12月から沖縄県男女共同参画センターの管理を行わせている。

令和 6 年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 施設維持管理業務
- ② 図書業務
- ③ 自主事業（男女共同参画週間イベント、DV 防止週間イベント等）

(2) 財政的援助等の内容

県が沖縄県男女共同参画センターの管理運営に関する年度協定書第 4 条第 1 項に基づき当団体に対し交付した指定管理料は、57,374,000 円となっている。
なお、令和 6 年度の施設利用料収入は、20,613,540 円となっている。

5 社会医療法人仁愛会（補助金）

(1) 補助の目的

県は、沖縄県医療計画等に基づき、離島・へき地の住民が安心して暮らせる医療体制の整備を図るため、ドクターへリの運用に係る経費について補助する沖縄県救急医療対策費補助金等を交付している。

(2) 財政的援助等の内容

令和 6 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県救急医療対策費補助金	321,992,103	313,961,000	ドクターへリ運航経費、搭乗医師・看護師確保経費等運営経費
沖縄県救急病院運営費等補助金	1,991,431,498	64,414,000	救命救急センター運営に必要な経費
合計	2,313,423,601	378,375,000	

6 公益財団法人沖縄県産業振興公社（出資・補助金・損失補償・貸付金）

(1) 事業の概要

当法人は、県内商工業の生産技術向上及び経営の合理化等を促進するため、設備の近代化、下請取引の円滑化、情報の収集・提供、中小企業の活性化、創造的中小企業の支援、経営革新等をバックアップする中小企業支援センター業務、その他産業振興に必要な事業を行い、もって本県産業の健全な発展に寄与することを目的として、昭和 46 年 12 月に財団法人沖縄県中小企業設備貸与公社として設立された。平成元年 4 月に財団法人沖縄県産業振興公社に名称変更、平成 24 年 4 月に公益認定を受け公益財団法人へ移行している。

令和 6 年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 中小企業等の経営革新や経営基盤の強化に関する事業
- ② 創業及び新事業の創出やベンチャー企業の育成に関する事業
- ③ 県内企業等の海外展開に関する事業
- ④ 県内企業等の人材育成に関する事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金等の交付及び事業資金の

貸付けを行っている。

ア 基本金の出資

　　基本金 36,100,000 円の全額を出資している。

イ 補助金の交付

　　令和 6 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
産業振興基盤強化費補助金	62,243,628	62,243,628	人件費、事務費等
中小企業総合支援事業費補助金	67,337,319	65,358,862	支援体制整備事業等
海外事務所等管理運営事業補助金	176,578,805	176,578,805	海外事務所管理運営事業
合計	306,159,752	304,181,295	

ウ 損失補償金の交付

　　中小企業機械類貸与事業の損失補償について、損失補償契約に基づき 9,673,308 円を交付している。

エ 貸付金の状況

　　令和 6 年度における沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程(昭和 58 年沖縄県告示第 469 号) 等に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	前年度末残高	令和 6 年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金	1,539,551,000	350,000,000	215,476,000	1,674,075,000

7 一般財団法人沖縄 I T イノベーション戦略センター（出資・補助金）

(1) 事業の概要

当法人は、沖縄県経済の振興を図る産業支援機関として、最先端の I T イノベーションを活用する場や機会を提供することにより県内産業界の課題解決と新たな価値創造を実現することを目的に、平成 30 年 5 月に設立された。

令和 6 年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 沖縄県市町村 D X 支援業務
- ② I C T ビジネス高度化支援事業
- ③ スタートアップ・エコシステム構築支援事業
- ④ I T アイランド推進事業
- ⑤ 沖縄県行政ネットワークの管理・保守業務
- ⑥ 観光事業者収益力向上サポート事業
- ⑦ 沖縄県産業 D X 加速化事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

ア 基本金の出資

　　基本金 355,000,000 円のうち、150,000,000 円、42.3% を出資している。

イ 補助金の交付

令和 6 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県産業DX加速化事業補助金	6,885,000	6,885,000	リゾテックエキスポ 2024(イベント運営等)

8 那覇商工会議所（補助金）

(1) 補助の目的

県は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 51 号）第 4 条第 1 項に基づく小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業を行うことにより、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的に、沖縄県小規模事業経営支援事業費補助金を交付している。

また、県内の中小企業者の円滑な事業承継の促進、沖縄県の雇用環境の改善を図ることを目的に各種補助金を交付している。

(2) 財政的援助等の内容

令和 6 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県小規模事業経営支援事業費補助金	119,215,543	110,329,829	小規模事業者の経営改善発達の支援等
事業承継円滑化支援事業補助金	395,000	395,000	事業承継診断及び事業承継計画策定支援等
沖縄雇用・経営基盤強化事業補助金	360,637	344,400	経営基盤の強化を図り雇用環境の改善に資する事業
合 計	119,971,180	111,069,229	

9 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

当団体は、沖縄情報通信センターの管理運営業務を営むことを目的として平成 29 年 10 月に設立された。

県は、沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例（平成 26 年沖縄県条例第 56 号）第 3 条の規定により、当団体を指定管理者として平成 30 年度から沖縄情報通信センターの管理を行わせている。

令和 6 年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 施設運営業務
- ② 建築設備の維持管理

- ③ 保安警備・清掃及び植栽管理
- ④ 防災管理等

(2) 財政的援助等の内容

県が沖縄情報通信センターの管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づき当団体に対し交付した指定管理料は、109,648,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、140,044,968円となっている。

10 株式会社沖縄ダイケン（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、当法人を指定管理者として、次の施設の管理を行わせている。

- ア 沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）第3条の規定により、平成25年度から沖縄ＩＴ津梁パーク施設の管理を行わせている。
 - イ 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）第3条の規定により、令和3年度から沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の管理を行わせている。
 - ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例第3条の規定により、令和5年度から沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンターの管理を行わせている。
 - エ 沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例（令和2年沖縄県条例第25号）第3条の規定により、令和5年度から沖縄県樋川立体駐車場の管理を行わせている。
- 令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。
- ① 沖縄ＩＴ津梁パーク施設の使用許可手続、使用料等の徴収、施設の維持管理、その他管理運営業務等
 - ② 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区的施設維持管理、施設運営支援等
 - ③ 沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区的企業誘致活動支援、企業立地の事業支援、施設の維持管理、その他付帯する業務等
 - ④ 沖縄県樋川立体駐車場の利用料金の収受等、施設及び附属設備の維持及び修繕、施設利用に関する業務等

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり指定管理料を交付している。

ア 沖縄ＩＴ津梁パーク施設の管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づき交付した指定管理料は、78,199,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、749,751,166円となっている。

イ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区的管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づき交付した指定管理料は、94,968,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、280,087,380円となっている。

ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンターの管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づき交付した指定管理料は、33,622,000円となっている。

エ 沖縄県樋川立体駐車場の管理運営に関する基本協定書第42条に基づき、利用料金等を当法人の収入とし、同協定書第46条に基づき、利用料金等の収入をもって、本業務の実施に係る費用を賄っている。

なお、当法人は沖縄県樋川立体駐車場の管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づき、固定納付金14,434,000円を、同協定書第5条第1項に基づき、剩余納付金7,000,000円を県に納付している。

11 公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、沖縄県立芸術大学並びに沖縄県内における芸術文化の振興に関する必要な助成事業を行い、沖縄県立芸術大学及び地域社会の芸術文化の発展に寄与することを目的に、昭和 62 年 11 月に財団法人として設立され、平成 25 年 7 月に公益財団法人へ移行している。

令和 6 年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 沖縄県立芸術大学の教育・研究活動及び社会貢献活動に対する支援
- ② 沖縄県立芸術大学の学生及び研究生に対する奨学金の給付
- ③ 地域社会の芸術文化活動に対する助成

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本財産 524,770,680 円のうち、400,000,000 円、76.2% を出資している。

12 公立大学法人沖縄県立芸術大学（出資・補助金）

(1) 事業の概要

当法人は、卓越した教育研究の拠点として、沖縄文化が創り上げてきた個性の美と人類普遍の美を追究し、その成果を広く社会に還元するとともに、豊かな人間性と芸術的な創造力及び応用力を備えた人材を育成し、もって芸術文化及び地域社会の発展に資することを目的に、昭和 61 年 4 月に開学し、令和 3 年 4 月に公立大学法人へ移行している。

令和 6 年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 大学の設置及び管理に関する業務
- ② 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行う業務
- ③ 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行う業務
- ④ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対し学習の機会を提供する業務
- ⑤ 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進する業務

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり資本金を出資するとともに補助金を交付している。

ア 資本金の出資

資本金 6,612,500,000 円の全額を現物出資している。

イ 補助金の交付

令和 6 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
公立大学法人沖縄県立芸術大学運営費交付金	1,330,014,807	1,330,014,807	大学運営に係る経費
公立大学法人沖縄県立芸術大学施設整備費補助金	147,311,056	146,538,172	教育環境の整備、教育水準の向上
合計	1,477,325,863	1,476,552,979	

13 沖縄コンベンションセンター共同事業体（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第44号）第3条の規定により、当団体を指定管理者として令和5年度から沖縄コンベンションセンターの管理を行わせている。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 利用の許可、許可取消等に関する業務
- ② 利用料金の収受等に関する業務
- ③ センターの施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県が沖縄コンベンションセンター管理運営に関する年度協定書第3条第1項に基づき当団体に対し交付した指定管理料は、20,784,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、259,205,510円となっている。

14 ザ・テラスホテルズ株式会社（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

当法人は、昭和58年に沖縄県「ブセナリゾート事業計画」のホテル開発に伴い、昭和60年に「名護国際観光株式会社」として設立、平成14年に「ザ・テラスホテルズ株式会社」へ社名を変更した。

県は、万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第45号）第3条の規定により、当法人を指定管理者として平成24年度から万国津梁館の管理を行わせている。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 施設の利用許可、利用料金の収受に関する業務
- ② 施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- ③ その他津梁館の管理運営に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県が万国津梁館の管理運営に関する年度協定書第3条第1項に基づき当法人に対し交付した指定管理料は、11,000,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、103,104,288円となっている。

15 奥武山パークマネジメント（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

当団体は、沖縄県立奥武山総合運動場及び奥武山公園の管理運営業務を営むことを目的として令和2年10月に設立された。

県は、沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）第3条及び沖縄県都市公園条例第17条の規定により、当団体を指定管理者として令和3年度から沖縄県立奥武山総合運動場及び奥武山公園の管理を行わせている。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 沖縄県立奥武山総合運動場の利用許可、利用料金の収受、施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- ② 奥武山公園の利用許可、利用料金の収受、施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県は、当団体に対して次のとおり指定管理料を交付している。

ア 沖縄県立奥武山総合運動場の管理に関する年度協定書第3条第1項に基づき交付した指定管理料（業務実施費）は、183,700,000円、沖縄県立奥武山総合運動場の管理運営に関する基本協定書第47条第2項に基づき交付した指定管理料（不可抗力に起因する工事）は、871,345円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、44,052,092円となっている。

イ 奥武山公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づき交付した指定管理料（業務実施費）は、50,300,000円、同協定書第4条第2項に基づき交付した指定管理料（不可抗力に起因する工事）は、2,837,047円であり、奥武山公園の管理に関する基本協定書第18条第4項に基づき交付した指定管理料（大規模修繕）は、23,488,600円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、3,688,865円となっている。

16 沖縄県土地開発公社（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、公共用地、公有地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として昭和47年12月に設立された。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① あっせん等事業（沖縄県からの委託に基づく道路事業、街路事業、公園事業、空港事業、公共公益施設用地の公共用地取得業務）
- ② 土地造成事業（豊見城市地先開発事業に係る管理委託事業）

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して資本金20,000,000円の全額を出資している。

17 沖縄都市モノレール株式会社（出資・補助金・貸付金）

(1) 事業の概要

当法人は、定時、定速性の確保ができる都市モノレールの導入を目指して、昭和57年9月に沖縄県と那覇市、その他23の民間企業の出資（第三セクター方式）により設立され、平成15年8月に那覇空港駅から首里駅の間12.9kmで開業した。その後、令和元年10月に首里駅からてだこ浦西駅までの区間を延長開業し、営業区間を17.0kmとした。

令和6年度における1日平均乗客数は6万898人で、前年度の1日平均乗客数5万4,803人に比べて、11.1%増加している。

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり資本金を出資するとともに補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。

ア 基本金の出資

出資金総額13,862,500,000円のうち、5,264,450,000円、38.0%を出資している。

なお、令和4年1月に開催された臨時株主総会での承認を得て、無償減資と欠損補填を組み合わせた資本政策を実施したことにより、資本金は10,720,000,000円から100,000,000円へ減資となっている。

イ 補助金の交付

令和6年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄都市モノレール事業補助金	3,897,831,000 R5 緯 547,692,000 R6 3,350,139,000	1,948,915,000 R5 緯 273,845,000 R6 1,675,070,000	モノレール3両編成車両製造等
沖縄県産業振興基金事業補助金	1,303,311	1,303,311	新型コロナ収束を見据えた経済活動活性化及び出店者販路拡大への支援
特別高圧受電契約事業者支援事業補助金	7,350,000	7,350,000	特別高圧受電契約の電気料金に対する支援
合 計	3,906,484,311	1,957,568,311	

ウ 貸付金の状況

令和6年度における貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	前年度末残高	令和6年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
都市モノレール建設事業資金貸付金	3,995,435,000	0	104,000,000	3,891,435,000
都市モノレール整備資金貸付金	2,310,000,000	0	0	2,310,000,000
都市モノレール事業資金貸付金	41,384,500	0	0	41,384,500
都市モノレール3両化導入加速化事業資金貸付金	157,400,000	112,500,000	0	269,900,000
合 計	6,504,219,500	112,500,000	104,000,000	6,512,719,500

18 株式会社シーエンジニアリング沖縄（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）第16条の規定により、当法人を指定管理者として令和5年度から宜野湾港マリーナ、令和6年度から与那原マリーナの管理を行わせている。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 管理施設の使用許可及び使用許可の取り消し等に関する業務
- ② 管理施設の使用者に係る権利義務の承継の届出の受理に関する業務

③ 管理施設等の維持及び修繕に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり指定管理料を交付している。

ア 宜野湾港マリーナの管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づき交付した指定管理料は、67,980,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、183,438,290円となっている。

イ 与那原マリーナの管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づき交付した指定管理料は、48,800,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、81,505,851円となっている。

19 株式会社トラステック（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

当法人は、公共の公園、体育施設の利用者に対するサービスの更なる向上を目的に、運営管理業務の専門会社として、平成20年4月に設立された。

県は、沖縄県都市公園条例第17条の規定により、平成21年度から平成26年度までの6年間を当法人、平成27年度から令和元年度までの5年間を当法人を代表とする共同企業体、令和2年度から当法人を指定管理者として沖縄県総合運動公園の管理を行わせている。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 管理施設の利用許可に関する業務
- ② 利用料金の収受に関する業務
- ③ 公園の施設及び附属設備の維持及び管理に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県が沖縄県総合運動公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づき交付した指定管理料(業務実施費)は、324,000,000円、同協定書第4条第2項に基づき交付した指定管理料(不可抗力に起因する工事)は、122,547,687円であり、沖縄県総合運動公園の管理に関する基本協定書第18条第2項に基づき交付した指定管理料(大規模修繕)は、21,259,255円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、101,665,415円となっている。

20 名護中央公園管理共同企業体（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

当団体は、名護中央公園の管理運営業務を営むことを目的として令和2年1月に沖縄文化スポーツイノベーション株式会社と名護自然動植物公園株式会社の2社で設立された。

県は、沖縄県都市公園条例第17条の規定により、令和2年度から令和6年度まで当団体を指定管理者として名護中央公園の管理を行わせていた。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 管理施設の利用許可に関する業務
- ② 利用料金の収受に関する業務
- ③ 公園の施設及び附属設備の維持及び管理に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県が名護中央公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づき当団体に対し交付した指定管理料は、26,000,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、41,400円となっている。

21 特定非営利活動法人ばんず（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成24年度から沖縄県立宮古青少年の家の管理を行わせている。

令和6年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 青少年に対する研修事業の実施に関する業務
- ② 青少年の家の利用許可、利用料金の収受に関する業務
- ③ 青少年の家の施設及びその附属設備の維持及び修繕に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県が沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条第1項に基づき当法人に対し交付した指定管理料は、39,064,000円となっている。

なお、令和6年度の施設利用料収入は、354,790円となっている。